

2016年6月吉日

お客様各位

西日本鉄道(株) 国際物流事業本部

SOLAS 条約改正に伴う 国際海上輸出コンテナ総重量の確定方法の制度化について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、SOLAS 条約(海上人命安全条約)の改正により、全世界で本年7月1日より国際海上輸出コンテナの総重量の確定、申告が新たに制度化されます。国内では国土交通省が、この実施のため、現存の船舶安全法関係省令の一部を改正し、2件の告示を制定しました。これにより、本年7月1日以降船積みされる国際海上輸出コンテナは、総重量の確定・申告をする必要があります。

今後、輸出コンテナ総重量の確定は、国土交通省に予め「届出」を行った荷送人が行うか、国土交通省へ「登録」を行っている海運事業者に委託することが必要となります。
お客様におかれましては本条約及び関係省令等に則ったご対応をいただけますようご留意の上法令順守のほどお願い申し上げますと共に弊社の対応についてご案内申し上げます。

敬具

記

- 1) 弊社は NVOCC 事業を行う者として、国土交通省へ届出荷送人の「届出」を完了いたしました。
- 2) 重量確定に際して、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様から頂戴します船積関連書類に記載された重量を、法令に従った重量として適用させていただきます。つきましては、正確な測量と伝達をお願い申し上げます。
- 3) 弊社に重量の測量、確定手配をご依頼いただく場合は事前にご相談をいただけますようお願い申し上げます。なお、地域や貨物の内容によっては対応が出来ない場合がございますので予めご了承ください。また、測量、確定作業において費用が発生する場合はその費用をご請求させていただきます。
- 4) 弊社に輸出フォワーディング関連手配のご依頼を頂く場合、ご依頼をお受けする際に、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様より伝達される総重量が正確であることをお約束いただくための書面のご提出をお願いする可能性もございます。また、実荷主様、お客様ご指定の関連業者様が、届出荷送人、もしくは登録確定事業者のいずれかとして国土交通省への届出もしくは登録が完了されているかを確認させていただく場合もございますこと、予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- 5) お客様ご自身のご手配により実入りコンテナをコンテナヤードへご搬入いただく場合には、法令に従った総重量を搬入票にご記載いただくようお願い申し上げます。また、搬入票のコピーを弊社担当宛てにお送りいただくことをご依頼させていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

本件につきまして、ご不明な点などございましたら弊社営業担当までご連絡ください。
何卒ご理解賜りますよう 宜しく願い申し上げます。

以上

添付 国内関係法令 国土交通省リンク先、コンテナ総重量確定方法

【国内関係法令】

国土交通省 HP 国内関係法令のリンク先

本制度の概要	http://www.mlit.go.jp/common/001129795.pdf
国際海上輸出コンテナ総重量の確定方法ガイドライン	http://www.mlit.go.jp/common/001129996.pdf
国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル	http://www.mlit.go.jp/common/001130080.pdf

【コンテナ総重量の確定方法】

コンテナ総重量の確定方法は下記 2 通り

方法 1. バンニング・封印された状態のコンテナの総重量を計測

方法 2. コンテナにバンニングされる個々の貨物、梱包材などを計測し、空のコンテナ重量と足し合わせて算出